

第 2 7 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 8 月 3 0 日 (火)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 4 年 第 3 回 (9 月) 定 例 会 に 関 する 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て

9 月 2 日 (金) から 9 月 2 7 日 (火) ま で の 2 6 日 間

議 案 名 ・ ・ ・ **資 料 1**

(2) 特 別 委 員 会 の 中 間 報 告

デ ジ タ ル 化 推 進 特 別 委 員 会 の 中 間 報 告 を 本 会 議 初 日 の 9 月 2 日 に 行 う。

(3) 人 事 案 件 (人 権 擁 護 委 員) に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 6 2 と 6 3 に よ り 行 う。

(4) 請 願 書 の 取 扱 い に つ い て ・ ・ ・ **資 料 2**

・ 市 民 の 安 心 と 安 全 を 守 る 為 、 鳥 獣 被 害 防 止 総 合 対 策 を し て 頂 く 事 を 求 め る 請 願 書

・ 飼 い 主 の い な い 猫 の 不 妊 、 去 勢 手 術 費 に 対 す る 支 援 補 助 金 の 創 設 を 求 め る 請 願 書

(5) 議 事 日 程 案 に つ い て ・ ・ ・ **資 料 3**

(6) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て ・ ・ ・ **資 料 4**

・ 中 国 共 産 党 に よ る 臓 器 収 奪 の 即 時 停 止 な ら び に 人 権 状 況 の 改 善 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に 関 す る 陳 情

・ 地 域 社 会 に 貢 献 す る シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー の 決 意 と 支 援 の 要 望

2 山 陽 小 野 田 市 議 会 ア ド バ イ ザ ー に つ い て ・ ・ ・ **資 料 5**

3 申 し 入 れ 書 (山 陽 小 野 田 市 議 会 6 月 定 例 会 以 降 に 開 催 さ れ ま す 本 会 議 ま た 委 員 会 等 、 市 議 会 が 定 め る 公 開 さ れ る 会 議 の 撮 影 を 許 可 し て い た だ き ま す よ う 申 請 い た し ま す 。) ・ ・ ・ **資 料 6**

4 山 陽 小 野 田 市 議 会 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 及 び 申 し 合 わ せ 事 項 の 一 部 改 正 に つ い て ・ ・ ・ **資 料 7 、 8**

5 そ の 他

(1) そ の 他

(2) 全 員 協 議 会 の 開 催 日

9 月 2 日 (金) 午 前 9 時 3 0 分 議 運 決 定 事 項 の 報 告

令和 4 年第 3 回（9 月）定例会議案名

1 市長提出議案（議案 21 件、諮問 3 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 6 1 号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 6 2 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (3) 議案第 6 5 号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (選管)

○民生福祉常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 5 0 号 令和 3 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 5 1 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 5 2 号 令和 3 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (4) 議案第 5 4 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第 5 9 号 令和 4 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (6) 議案第 6 3 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

○産業建設常任委員会所管（9 件）

- (1) 議案第 4 9 号 令和 3 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市)
- (2) 議案第 5 3 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- (3) 議案第 5 5 号 令和 3 年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)

- (4) 議案第 56 号 令和 3 年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (5) 議案第 57 号 令和 3 年度山陽小野田市下水道事業決算認定について (下水)
- (6) 議案第 60 号 令和 4 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算 (第 1 回) について (下水)
- (7) 議案第 64 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都計)
- (8) 議案第 66 号 令和 3 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (9) 議案第 67 号 令和 3 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (3 件)

- (1) 議案第 48 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第 58 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 5 回) について (財政)
- (3) 承認第 5 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 4 回) に関する専決処分について (財政)

○人事案件 (3 件)

- (1) 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (3) 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)


○報告 (1 件)


- (1) 報告第 5 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

2 行政報告

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和 3 年度決算概要及び令和 4 年度事業計画概要について (大学)

市民の安心と安全を守る為、
鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書

紹介議員 伊場 勇 

前田 浩司 



【件名】

市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願について

【請願趣旨】

山陽小野田市では、野生鳥獣の目撃情報や田畑の被害が増え、市民は不安を抱えています。そこで、私たちは、市民の安全を守り、市が鳥獣被害防止に十分な予算を組むために、国からの交付金等を利用することを提案します。

国は、令和4年度の鳥獣被害防止総合対策交付金を予算12,056百万円計上しています。市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害を防止する為の支援を行なっています。捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設や焼却施設等の整備、ジビエ利用活用等の取り組みに対する交付金が、現在の山陽小野田市の計画では十分に受けることができません。

鳥獣被害を子供からお年寄りまでの命に関わる重大な問題と捉え、地域の実情を踏まえ、早急に現在の計画を改正することを強く求めます。また、その計画に準じて市、市民、駆除隊の方々が国からの交付金を受け、近隣市と同様、鳥獣被害対策実施隊員に民間隊員を加え、市民の為の十分な鳥獣被害防止対策ができるようにして頂きたく、次のことを請願します。

【請願項目】

1. 市民の安心安全を守るため、野生鳥獣を目撃した場合の連絡窓口を市民が分かりやすくしてください。また、連絡をしたら直ぐに対応できる組織体制を早急に構築してください。現在、対応が数日後になることがあり、何のために連絡したかわかりません。子供たちの前に野生鳥獣が出たときは一刻を争います。
2. 具体的に国が示している交付金メニューを早急に実行して頂くことを求めます。「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」に下記の内容を記載し、そして交付金を受けてこれらの国の事業を市が実施する為に、各事業の関係事業者を協議会に加えて頂くことを求めます。
 - ア、「処理加工施設の取組み」、「捕獲等した鳥獣の利用方法」として、現在山陽小野田市に2つあるジビエ処理施設加工施設の利用、取組みを記載し、山陽小野田市がジビエ利活用への支援の交付金が申請できるよう求めます。捕獲等した対象鳥獣の適切な処理、有効利用については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第十条にある通り、地方公共団体、民間の団体その他の関係者が連携を図りながら協力して取り組む必要があります。
 - イ、山陽小野田市には、捕獲OJT研修、ジビエOJT研修、捕獲技術の習得など研修、講習、育成をされている方々、狩猟学校があり、受講されている方々に対して、受講費用、研修費用に対し、国の交付金が申請できるよう計画の整備を求めます。
 - ウ、国から山陽小野田市への「捕獲機材の導入経費の支援の交付金」が不足しているのか、一部の猟師は、わな等捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず、箱罟、くくり罟、囲い罟等の経費を全額自己負担されていると聞いています。平等、公平に交付金が支払われる様、令和5年度の「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」の捕獲計画数を上げ、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられる様求めます。

上記のア～ウの全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行う事となっています。(特措法 第四条) 上記ア～ウの国が支援する事業内容を市が行うには、協議会にその事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実行することが出来ません。

「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」を作成するにあたり、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の構成員に、山陽小野田市各地域の鳥獣被害状況に詳しい人材(捕獲、駆除実績のある専門家)、学識経験者、技術指導者、ジビエ等利用活用関係者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者、および民間の鳥獣被害対策実施隊員を加えることを求めます。

3. 鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる民間隊員(非常勤公務員)を採用し、さらにその中から、市長が対象鳥獣捕獲員(捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許保持者)を任命する事を求めます。そして、民間の実施隊員の設置に必要な条例を定めて頂く事を求めます。

近隣市と同規模の対策を講じていかなければ、被害は山陽小野田市に集中することが考えられます。山陽小野田市も、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施していく為に多様な人材の活用を求めます。

民間の鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員となりますが、実施隊員の報酬や災害補償は地方公共団体の条例で定める事となっています。(鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を実施するための基本的な指針) 民間の実施隊員の設置に必要な手続きとして、この条例を早急に制定していただくよう求めます。

4. 県内複数の市(下関市、美祢市、下松市)の被害防止対策計画書のように、令和5年度の「山陽小野田市被害防止計画書」には「捕獲計画数の設定の考え方」に過去数年の捕獲数を記載し、市民に対象鳥獣の捕獲計画数の根拠が明確に分かるようにする事を求めます。また、各地域の鳥獣被害に詳しい専門家や地域住民と共に調査し、各野生鳥獣の捕獲計画数を設定する事を求めます。

5. 多くの市民が鳥獣被害の恐ろしさやその防止対策や交付金のことについて知り、市全体でこの問題に取り組めるよう、回覧板や議会だより等で告知し、自治会、学校等で専門家による勉強会を定期的開催し、またそのような勉強会等の開催を市から促して頂けるよう求めます。

令和4年8月29日

住所 山陽小野田市旭町一丁目2-27
市民の安心と安全を守る会
氏名 代表 末永 博子

山陽小野田市市議会議長

高松 秀樹 様

令和4年8月29日

山陽小野田市日の出1-8-5
地域猫活動団体 スマイルCats
代表 吉村 美深

山陽小野田市議会議長
高松 秀樹 様

飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の創設を求める請願書


【請願趣旨】


山陽小野田市では、現在わかっているものだけでも、江汐公園に20匹、竜王山、本山地区に30匹、須恵健康公園に20匹、高千帆台に20匹、埴生地区食堂とドライブインに40匹、図書館近辺に20匹、小野田港付近美容室に10匹以上の情報が寄せられ、糞尿被害、子猫が増えるなど助けてほしいとたくさんの方が寄せられています。


私達も捕獲し、避妊、去勢手術を受けさせるなどしてきましたが、ボランティアにも限界があり、避妊、去勢費用を負担することが難しくなっており、全ての住民と猫を助けることが出来ていません。このまま放置すれば、一年で数倍に増え、住民の方の悩みやストレスも倍増することが予想されます。動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止し、市民の快適な生活環境の向上に寄与するために、飼い主のいない猫の避妊、去勢の手術費用の補助金の制度化に向けた施策を求め、次のことを請願します。

【請願項目】

1. 2023年度予算に、市内の飼い主のいない猫の避妊、去勢手術等に対する補助金制度の創設を求めます。

● 紹介議員 長谷川 知南 

● 紹介議員 藤岡 修美 

● 紹介議員 官本 政志 



令和 4 年第 3 回（9 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	2	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・特別委員会の中間報告 ・報告 1 件を報告及び質疑 ・諮問 3 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 21 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・請願 2 件の委員会付託報告
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会(全体会)
9	3	土		休 会	
9	4	日		休 会	
9	5	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	6	火	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	7	水	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

9	8	木		委員会	・予備日
9	9	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	10	土		休 会	
9	11	日		休 会	
9	12	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	13	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	14	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	15	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	16	金		休 会	・議事整理日
9	17	土		休 会	
9	18	日		休 会	
9	19	月		休 会	・敬老の日
9	20	火		休 会	・議事整理日
9	21	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会(全体会)
9	22	木		休 会	・議事整理日
9	23	金		休 会	・秋分の日
9	24	土		休 会	
9	25	日		休 会	
9	26	月		休 会	・議事整理日
9	27	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

山陽小野田市議会 議長 様

資料4

中国共産党による臓器収奪の即時停止
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情



陳情者

住所：兵庫県伊丹市北伊丹 1-75

氏名：井田 敏美

電話：[REDACTED]

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われま

(※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDFファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343eh.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlHy4

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一方独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書（案）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きてまま臓器を強制的に摘出するということです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の2点を要請いたします。

(A) すべての人権対話の場やパートナーとの関わりの中で臓器狩りの問題を提起し、非難する。日本国民を臓器移植の目的で中国に渡航させないための必要な行動をとり、移植医療、研究、訓練に関する中国側との協力関係を見直し、臓器移植法の法改正を行う。

(B) 法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害を即時停止し、人権状況を改善するよう中国政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年5月25日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
厚生大臣	〇〇	〇〇	様
国家公安委員長	〇〇	〇〇	様
警察庁長官	〇〇	〇〇	様

高松 秀樹 様

地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

企業においては、七十歳までの就業機会の確保が努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症が完全に収束しないという状況ですが、国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待に答えるべく、私たちは今、平成三十年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところであり、八十歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めています。

また、「自主・自立・共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業
- ② 放課後児童クラブの担い手など子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理・墓地清掃、遊休地を活用した農園事業など地域の課題解決に資する事業

等を重点に取り組み、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいりたいと考えています。

つきましては、令和五年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、また、都道府県・市区町村においても、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されると、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには、相当額の新たな税負担が発生します。公益法人であるシルバー人材センターは収支相償が原則であり、新たな税負担はまさに死活問題となるため、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。

令和 四 年 八 月 十九 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令 和 四 年 度 定 時 総 会

公益社団法人 山陽小野田市シルバー人材センター



プロフィール

江藤 俊昭（えとう としあき）氏

大正大学社会共生学部公共政策学科教授

1956年東京都生まれ

1986（昭和61）年中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

専攻は地域政治論

【主な役職】

三重県議会議会改革諮問会議会長、鳥取県智頭町行財政改革審議会会長、
第29次・第30次地方制度調査会委員等を歴任

現在、総務省「町村議会のあり方に関する研究会」委員、マニフェスト大賞
審査委員、全国町村議会議長会「報酬等に関する研究会」委員長、全
国町村議会議長会特別表彰審査委員、議会サポーター・アドバイザー
（栗山町、芽室町、滝沢市、山陽小野田市）、地方自治研究機構評議
委員

・平成28年3月22日～ 本市議会アドバイザー

【主な著書】

『議会改革の第2ステージ—信頼される議会づくりへ』（ぎょうせい）

『自治体議会の政策サイクル』（編著、公人の友社）

『Q&A 地方議会改革の最前線』（編著、学陽書房、2015年）

『自治体議会学』（ぎょうせい）等多数。

現在、『ガバナンス』（ぎょうせい刊）、『議員NAVI』（第一法規）連載中

会議の撮影及び録音許可申請書

資料6

年 月 日

(宛先)

申請者 住所(所在地)

社名・団体名

代表者氏名

担当者連絡先

板橋区議会の会議を下記のとおり（ 撮影 ・ 録音 ）したいので、東京都板橋区議会傍聴についての規則第5条第5号の規定により申請します。

記

会議名・内容	<input type="checkbox"/> 本会議 <input type="checkbox"/> 委員会（名称：委員会） 対象とする議案・陳情・報告事項の名称・内容等 []
開会日	年 月 日
撮影・録音の 対象・範囲	(例；陳情〇号の審議、〇〇議員の一般質問質疑 等、具体的に記載ください。)
撮影・録音 の使用目的	(例；〇〇に関する陳情について、審議内容を記事にする 等)
発行(放送) 予定日等	年 月 日 予定 出版物・番組・インターネットニュース・ホームページ等の名称 []
使用機器 及び台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台 その他（ ） 台
録音・撮影 者の人数等	名 担当者名：

※裏面も必ずご確認ください

◆撮影・録音にあたっての遵守事項

東京都板橋区議会傍聴についての規則第5条に規定する遵守事項に加え、撮影・録音の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を守ること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影含む）をしないこと。
- 2 撮影及び録音を行う場所は、区議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴者を写さないこと。
- 4 報道にあたっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 申請時の目的以外に映像や音声等を使用しないこと。
- 6 区議会が用意する名札や腕章等を常に着用すること。
- 7 その他、他の傍聴者の迷惑にならないよう十分配慮し、議長（委員長）及び区議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合、撮影・録音の許可を取り消し、退場を命ずることがあります。また、許可の取り消しをされた場合は、撮影・録音データ等の削除をお願いします。

◆注意事項

- 1 撮影・録音をされる場合は、事前に必ず傍聴券をお受け取りください。
- 2 傍聴人多数により入場することができない場合は、傍聴及び撮影・録音をお断りすることがあります。

上記の遵守事項及び注意事項の内容をすべて確認し、同意します。

レ点チェック

■区議会記入欄

許可条件：

本申請を、 **許可する** ・ **不許可とする**

議長（委員長）署名： _____

（備考欄）

令和4年5月31日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202
政治団体 政経フォーラム 21
代表 樋口 晋也

申し入れ書

申請内容

山陽小野田市議会 6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。

申請理由

山陽小野田市議会の目指す「開かれた議会」の取材・調査・研究のため。

備考

申請許可を受けるにあたり必要な手続きや遵守すべきルールについては事前にお知らせいただきますようお願い申し上げます。

以上



山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派及び会派に属していない議員（以下「無所属議員」という。）に対して、政務活動費を交付する。</p>	<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派<u>（3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。以下同じ。）</u>及び会派に属していない議員（以下「無所属議員」という。）に対して、政務活動費を交付する。</p>

申し合わせ事項新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会派の成立要件)</p> <p>128 会派は、<u>3人以上の議員又は同一の政党に属する2人の議員（当該政党に係る公職選挙法第86条の4第4項の証明書を添えて立候補の届出をした者に限る。）</u>で組織し、議長に届け出たものとする。</p>	<p>(会派の成立要件)</p> <p>128 会派は、<u>3人以上の議員</u>で組織し、議長に届け出たものとする。</p>

16 会派結成届

令和 年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

代表者

会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届け出ます。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 結 成 年 月 日
- 3 会 派 所 属 議 員 ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○
- 4 会 派 理 念

~~注1 所属議員数は、3人以上必要である。~~

注1 同一の政党に属する2人の議員が届け出る場合は、当該政党に属することを証する書面を添えなければならない。ただし、当該書面を選挙管理委員会に提出している議員はこれを省略できる。